

営繕系工事・業務における 「情報共有システム」の運用について ～お知らせ～

令和5年4月
山口県

令和5年5月1日から、土木建築部が発注する営繕系工事・業務については、「情報共有システム」を運用しますので、お知らせします。

本システムは、受発注者および発注機関組織内のコミュニケーションの円滑化や、公共事業における生産性向上の観点からも大変有効と考えられます。

1 対象工事・業務

土木建築部が発注する全ての営繕系工事・業務。
(受注者からの申し出があった工事・業務とする。)

2 システムの利用方法等

- 契約締結後、受注者から発注者(監督職員)へ申し出ること。
- 使用するシステムは工事の受注者が選定し、発注者の承諾を得て決定する。
- システム利用に係る費用(登録料及び使用料)
 - 工事: 共通仮設費率分に含まれる。
 - 業務: 契約変更の対象とする。
- システム利用の対象とする工事帳票や期間は、受発注者間の協議により決定する。

3 運用基準等

「営繕系工事における情報共有システム運用ガイドライン」

「営繕業務等における情報共有システム運用ガイドライン」

山口県建築指導課Webページ内「基準・マニュアル等」に掲載。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/134/205212.html>